処　分　基　準

１０年５月１３日作成

法　　令　　名	道路交通法
根　拠　条　項	第７５条の２第１項
処分の概要	放置行為に係る自動車の使用制限命令
原権者（委任先）	福井県公安委員会
法令の定め	道路交通法施行令第２６条の７（自動車の使用の制限の基準）
処分基準	別紙のとおり。
問い合わせ先	警察本部交通部交通指導課取締係
備　　考	

別紙

放置行為に係る自動車の使用制限命令の処分量定

使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数により評価し、原則として、次表に定める前歴の回数及び点数に達した場合に、それに応じた欄に該当する期間とする。

表

前歴の回数	違反行為関係累計点数 車種別	2点又は3点	4点又は5点	6点から8点	9点以上
なし	大型車等			30日	45日
	普通車			20日	30日
	二輪車等			10日	15日
一回	大型車等		30日	45日	60日
	普通車		20日	30日	40日
	二輪車等		10日	15日	20日
二回	大型車等	30日	45日	60日	75日
	普通車	20日	30日	40日	50日
	二輪車等	10日	15日	20日	25日
三回以上	大型車等	45日	60日	75日	90日
	普通車	30日	40日	50日	60日
	二輪車等	15日	20日	25日	30日